

チェック項目	結果	コメント
第1章 総則		
1 趣旨		
●「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。		
2 放課後児童健全育成事業の役割		
●放課後児童健全育成事業（学童育成クラブ）の役割を理解している。		
3 学童育成クラブにおける育成支援の基本		
●学童育成クラブにおける育成支援の目的を理解している。		学校との情報交換の場があるとよい。
●保護者や学校等の関係機関と連携している。		
●放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。		
●学童育成クラブの社会的責任を理解している。		
第7章 職員の資質向上		
1 学童育成クラブの社会的責任と職場倫理		
●学童育成クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進めるうえでの倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。		
●学童育成クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。		
2 要望及び苦情への対応		
●子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。		
3 事業内容向上への取り組み		
●放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。		
●学童育成クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。		
●学童育成クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。		

第2章 事業の対象となる子どもの発達

1 子どもの発達理解

- 放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。



第3章 学童育成クラブにおける育成支援の内容

1 育成支援の内容

- 育成支援の内容について理解している。
- 育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。



2 障がいのある子どもへの対応

- 障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。
- 障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。



3 特に配慮を必要とする子どもへの対応

- 児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。
- 家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。
- 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。



4 保護者との連携

- 各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。
- 保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。
- 保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。



5 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

- 育成支援に係る職務を実施している。
- 運営に関わる業務を実施している。



第5章 学校及び地域との連携

1 学校との連携

- 情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。
- 学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持についてあらかじめ取り決めている。



2 保育所、幼稚園等との連携

- 情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。



対象と感ずる児童はいるが家庭や学校との連携はとれていない。

情報交換・共有の機会はありません

明確な取り決めはない

行っていない

3 地域、関係機関との連携

- 地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。



地域活動がない

4 学校、児童館を活用して実施する学童育成クラブ

- 学校施設を活用して学童育成クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。
- 児童館を活用して学童育成クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。



第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1 施設及び設備

- 学童育成クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。
- 学童育成クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。



2 衛生管理及び安全対策

- 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針をあらかじめ定めている。
- 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針をあらかじめ定めている。
- 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針をあらかじめ定めている。
- 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。



市や学校の取り決めについて再確認の必要がある

第4章 学童育成クラブの運営

1 職員体制

- 支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。
- 支援の単位ごとに育成支援を行っている。
- 放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。
- 放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定している。



2 子ども集団の規模（支援の単位）

- 適切な子ども数の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。



3 開所時間及び開所日

- 開所時間及び開所日を適切に設定している。



4 利用開始等に関わる留意事項

- 利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。



5 運営主体 ●安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、学童育成クラブを運営している。 ●学童育成クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○ ○	
6 労働環境整備 ●学童育成クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	
7 適正な会計管理及び情報公開 ●学童育成クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。 ●学童育成クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○ ○	